

公益社団法人日本水環境学会中部支部
日本水環境学会中部支部賞表彰規定

第1条 公益社団法人日本水環境学会中部支部（以下、「支部」という。）に日本水環境学会中部支部賞（以下、「賞」という。）を設ける。

第2条 賞は、支部担当地域（静岡、愛知、三重、岐阜、福井、石川、富山）の水環境の保全・創造に関する社会・文化活動が顕著である個人または団体に贈呈する。

第3条 支部会員は、候補者を推薦することができる。

第4条 賞の選考者は支部役員を充て、別表選考基準について審査する。

第5条 表彰は、支部総会または被表彰者の所在地で行う。

第6条 この規定の改定は、支部役員会の承認を得て行う。

付 則 この規定は、令和3年5月31日から施行する。

(別表)

選考基準

- ・水環境文化の普及に貢献していること
- ・活動範囲に実際の水環境が含まれていること
- ・活動が水環境の保全に寄与していること
- ・活動経歴が十分であること
- ・活動に将来性・継続性が認められること
- ・参加者、支援者が多く参画していること
- ・社会貢献としての広がりがあること
- ・活動が地域に広く伝わっていること